

○草津市人権擁護推進協議会設置規則

昭和53年3月30日

規則第2号

改正 昭和53年8月9日規則第33号

昭和57年11月1日規則第34号

昭和59年3月31日規則第39号

昭和62年7月1日規則第32号

平成14年4月1日規則第18号

平成18年3月31日規則第23号

平成21年4月1日規則第8号

平成23年4月1日規則第18号

平成26年4月1日規則第30号

平成26年7月1日規則第56号

(設置)

第1条 国民に保障されている基本的人権を尊重し、人権思想の普及、高揚を図るため、草津市人権擁護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権尊重思想の高揚を図るための啓発に関すること。
- (2) 人権意識、相談、侵害状況の調査・研究に関すること。
- (3) その他人権擁護の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、30人以内の委員で組織する。

2 委員は、人権擁護委員、その他団体役員のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 公職または団体役員地位にあつたため委嘱された委員は、第1項の規定にかかわ

らず、その地位を失ったときに委員の資格を失う。

(会長および副会長)

第5条 協議会に会長および副会長各1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(専門部会)

第6条 協議会に専門的調査を行う専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によつてこれを定める。

3 部会の名称、組織、所掌事務その他部会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総合政策部人権センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則(昭和53年8月9日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年11月1日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和59年3月31日規則第39号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則(昭和62年7月1日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年4月1日規則第18号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月31日規則第23号）抄

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日規則第8号）抄

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年4月1日規則第18号）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、次の表の左欄に掲げる部または課の課長、参事もしくは副参事の職に命じられている職員または当該課に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令の発せられない限り、施行日をもってこれに対応する同表の右欄に掲げる部もしくは課の課長、参事もしくは副参事の職を命ぜられ、または当該課に勤務を命ぜられたものとする。

左欄		右欄	
人権市民協働部	まちづくり協働課	まちづくり協働部	まちづくり協働課
	市民センター		市民センター
	人権政策課	人権政策部	人権政策課
	西一会館		西一会館
	橋岡会館		橋岡会館
	新田会館		新田会館
	常盤東総合センター		常盤東総合センター
	人権センター		人権センター
健康福祉部	子ども家庭課	子ども家庭部	子ども家庭課

付 則（平成26年4月1日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、次の表の左欄に掲げる部、課の課長、参事もしくは副参事の職に命じられている職員または当該部、

課に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令の発せられない限り、施行日をもってこれに対応する同表の右欄に掲げる部、課の課長、参事もしくは副参事の職を命ぜられ、または当該部、課に勤務を命ぜられたものとする。

左欄		右欄	
人権政策部	人権政策課	総合政策部	人権政策課
	西一会館		西一会館
	橋岡会館		橋岡会館
	新田会館		新田会館
	常盤東総合センター		常盤東総合センター
	人権センター		人権センター
市民環境部	市民課	まちづくり協働部	市民課
	生活安心課		生活安心課
産業振興部	商業観光課	環境経済部	商業観光課
	産業労政課		産業労政課
	市民交流プラザ		市民交流プラザ
	農林水産課		農林水産課
健康福祉部	長寿福祉課	健康福祉部	長寿いきがい課
	地域包括支援センター		中央地域包括支援センター
都市建設部	都市計画課	都市計画部	都市計画課
	まちなか再生課		まちなか再生課
	草津川跡地整備課		草津川跡地整備課
	景観課		景観課
	交通政策課		交通政策課
	開発調整課		開発調整課
	建築課		建築課
都市建設部	道路課	建設部	道路課
	河川課		河川課
	公園緑地課		公園緑地課
	住宅課		土木管理課

	土木管理課		住宅課
--	-------	--	-----

付 則（平成26年7月1日規則第56号）

この規則は、平成26年7月1日から施行する。